
プロジェクト 料金規制会計
項目 本日の検討事項

専門委員会の設置の経緯等

1. 国際会計基準委員会（IASB）は、これまで料金規制の効果を適切に財務諸表に反映させるために、料金規制活動の会計基準の開発している。その経緯は以下のとおりである。
 - (1) 料金規制に関する会計基準について、米国会計基準においては、米国会計基準審議会（FASB）は 1982 年に財務会計基準書（SFAS）第 71 号「特定の規制の影響についての会計」（現行 Topic 980「規制対象事業」）を公表しているが、IFRS 基準には該当する基準はない。IFRS 解釈指針委員会は 2005 年に、SFAS 第 71 号を IFRS 基準の下で適用することの可否に関する質問を受けたが、IFRS 基準における資産及び負債の認識要件と整合的でないと結論づけた。
 - (2) その後、IASB は、料金規制の効果を適切に財務諸表に反映させるために、料金規制活動に関する会計基準の設定を目指して、2009 年に公開草案を公表した。しかし、論点の複雑さを理由として、2010 年に同プロジェクトの継続は困難との判断を行った。
 - (3) IASB は 2011 年にアジェンダ協議を公表し、そのなかで、料金規制活動のプロジェクトを再開すべきかどうかを質問した。この質問に対する意見を踏まえ、IASB は、2012 年に同プロジェクトを基準設定アジェンダに追加した。
 - (4) IASB は、2013 年に各国の制度を調査するために情報要請を公表した。また、IASB は、情報要請に対する回答を基に審議を重ね、2014 年にディスカッション・ペーパーを公表した。
2. 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2014 年に IASB が公表したディスカッション・ペーパーに対して、コメント・レターを IASB に提出している。また、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）において料金規制が議題に取り上げられたときは、適宜、意見発信を行っている。
3. IASB は、情報要請及びディスカッション・ペーパーへの回答を審議の結果、2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「ED」という。）を公表した（コメント期限は 7 月 30 日）。
4. 第 451 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 9 日）において、IASB における検討の

審議事項(1)-1

経緯と ASBJ のこれまでの対応をご説明した。その上で、料金規制活動が特殊性・専門性の高い分野であることや、IASB が提案する会計処理に検討すべき論点が多いと考えられることから、本件に関して詳細に検討を行うために、料金規制会計専門委員会の設置を決定した。なお、同専門委員会での審議は、国際的な意見発信を対象とし、国内基準の開発は対象外としている。

5. また、第 452 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 25 日）において外部専門委員を選任した。専門委員会のメンバーは、作成者（本件に関連する業種等を含む。）、利用者、監査人及び学識経験者としている。
6. 今後の作業計画は以下のとおりである。

年 月	タ ス ク
2021 年 3 月から 7 月	概ね 3 週間に 1 回専門委員会を開催
2021 年 7 月	コメント提出
以降	IASB での再審議をフォロー

本日の検討事項

7. 本日は ED の概要をご説明し質疑を行う（審議事項(1)-2）。
8. 本日の資料は以下のとおりである。
 - (1) 審議事項(1)-2 IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」の概要
 - (2) 審議事項(1)-2 参考資料 1 公開草案「規制資産及び規制負債」（日本語訳）
 - (3) 審議事項(1)-2 参考資料 2 公開草案「規制資産及び規制負債」に関する結論の根拠（日本語訳）
 - (4) 審議事項(1)-2 参考資料 3 公開草案「規制資産及び規制負債」に関する設例（日本語訳）

以 上